

(2015年3月9日現在)

変動金利定期預金

商品名	変動金利定期預金		
販売対象	単利型	複利型	
	・法人、個人	・個人	
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年、2年、3年 ・満期日指定型：1年超3年未満で任意の日を満期日として指定できます。 ・定型方式の場合には預入時の申込により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱ができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 3年 ・同左 	
預入	預入方法	・一括預入	
	預入金額	・100円以上	
	預入単位	・1円単位	
払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。		
利息	適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ・適用利率＝基準指標金利＋期間プレミアム ※基準指標金利 <ul style="list-style-type: none"> 〔1,000万円以上の場合は大口定期預金6カ月ものの金利〕 〔1,000万円未満の場合は金額に応じたスーパー定期6カ月ものの金利〕 期間プレミアム … 預入時設定した期間プレミアムは満期まで変更しない ・変動金利（6カ月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6カ月毎の応当日に変更し変更後の利率は、その日を預入日とし、その6カ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により計算するものとします。 	
	支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・中間利払日（預入日から満期日の間に到来する預入日の6カ月ごとの応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%）により計算します。 	・満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とした1年365日とする日割計算 ・複利型は6カ月ごとの複利計算。 	

税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 																																																
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） 																																																
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に中途解約する場合は、下記の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6カ月ごとの複利計算した中途解約利息とともに支払います。 なお、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額を下記により、計算した期限前解約利息との差額を清算します。 ・変動金利定期預金中途解約の場合 <table border="1" data-bbox="475 880 1401 1384"> <tr> <td rowspan="3">単利型</td> <td colspan="2">〔定型方式〕1、2年</td> <td colspan="2">〔満期日指定方式〕1年超3年未満</td> </tr> <tr> <td colspan="2">預入期間が6カ月未満の場合</td> <td colspan="2">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">預入期間が6カ月以上1年未満の場合</td> <td colspan="2">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">預入期間が1年以上3年未満の場合</td> <td colspan="2">約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">単利型・複利型</td> <td colspan="4">〔定型方式〕3年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">預入期間が6カ月未満の場合</td> <td colspan="2">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">預入期間が6カ月以上1年未満の場合</td> <td colspan="2">約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合</td> <td colspan="2">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合</td> <td colspan="2">約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合</td> <td colspan="2">約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合</td> <td colspan="2">約定利率×90%</td> </tr> </table> <p data-bbox="451 1402 1058 1435">(注) 解約日の普通預金利率（小数点第3位以下切捨）</p>	単利型	〔定型方式〕1、2年		〔満期日指定方式〕1年超3年未満		預入期間が6カ月未満の場合		解約日の普通預金利率		預入期間が6カ月以上1年未満の場合		約定利率×50%			預入期間が1年以上3年未満の場合		約定利率×70%		単利型・複利型	〔定型方式〕3年				預入期間が6カ月未満の場合		解約日の普通預金利率		預入期間が6カ月以上1年未満の場合		約定利率×40%		預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合		約定利率×50%		預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合		約定利率×60%		預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合		約定利率×70%			預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合		約定利率×90%	
単利型	〔定型方式〕1、2年		〔満期日指定方式〕1年超3年未満																																														
	預入期間が6カ月未満の場合		解約日の普通預金利率																																														
	預入期間が6カ月以上1年未満の場合		約定利率×50%																																														
	預入期間が1年以上3年未満の場合		約定利率×70%																																														
単利型・複利型	〔定型方式〕3年																																																
	預入期間が6カ月未満の場合		解約日の普通預金利率																																														
	預入期間が6カ月以上1年未満の場合		約定利率×40%																																														
	預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合		約定利率×50%																																														
	預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合		約定利率×60%																																														
	預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合		約定利率×70%																																														
	預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合		約定利率×90%																																														
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 																																																

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以降のお利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 「変動金利定期預金の利率に関する特約書」を提出して頂きます。 ・ 6カ月ごとに中間利払内容を預金者へ通知します。 ・ 連名によるお取扱いはできません。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）